

「文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について」

文化財・生涯学習課

1 文化財防災対策等検討委員会

昨年9月に県宝「まつだ けじゅうたくしゅおく松田家住宅主屋」「まつだ けさいかん松田家齋館」などに大きな被害が出た火災を受け、本県における文化財の防火・防犯、防災対策や災害時の対応すべき事項等を検討するため、9月25日に設置。

(1) 委員（6名） （五十音順）

氏名	役職等	備考
大澤 佳寿子	伊那市教育委員会生涯学習課主査	
笹本 正治	長野県立歴史館館長	委員長
土本 俊和	長野県文化財保護審議会委員 信州大学学術研究院工学系教授	
中野 亮一	長野県立歴史館学芸部文献史料課長	
原田 和彦	長野市立博物館学芸員	
巻山 圭一	長野県明科高等学校校長	

(2) 検討経過

第1回 (H29.10.13)	第2回 (H29.12.7)	第3回 (H30.3.20)
意見交換	中間報告検討	検討結果報告

(3) 報告書の概要

① 基本的な考え方

- 文化財を火災、災害等から守るための予防や防止の取組みが重要であり、これまでの取組みを充実させて引き続き実施する。
- 火災や災害時に文化財を救い出すために、県、市町村、所有者等の役割を明確にした上で、平常時から火災や災害時を想定した体制づくりを取り組んでいく。

② 今後の文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項

- 日常的な維持管理、文化財保護意識の高揚
- 所有者が行う防火、防災対策等の支援
- 平常時から火災や災害時に備えた体制づくり

2 今後の県の取組み（主なもの）

(1) 災害等から守るための予防や防止の取組み

- 文化財パトロールを通じた、文化財の状況把握の充実
- 文化財保護週間(11/1～7)や文化財防火デー(1/26)を活用した地域住民向けの研修会の開催

(2) 平常時から火災や災害時を想定した体制づくりの取組み

- 文化財のリスト化のためのガイドラインの検討、策定に着手
- 所有者、市町村、博物館や学術団体、文化財保護活動団体等と連携し、災害の規模に対応したネットワークの構築に着手
- レスキューが迅速に行えるよう、広域単位でレスキュー作業備品の購入
- レスキュー時に文化財を置くスペース、被災した文化財の洗浄のための水が使える場所、救出した文化財の一時的に保管ができる場所の事前調査を実施
- 文化財レスキューの際、どこまで救出するか、レスキューした文化財をどうするのかを明確化するためのガイドラインの検討、策定に着手

文化財の防火、防災対策や
災害時の対応すべき事項について

検討結果 報告書

平成 30 年(2018 年) 3 月 20 日(火)

文化財防災対策等検討委員会

■ 文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について〔検討結果〕

1 検討の背景	P1
2 県のこれまでの取組み	P2
3 基本的な考え方	P3
4 今後の文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について (資料)	P3～6 P7～10
・ 文化財防災対策等検討委員会設置要綱、委員名簿、検討経過	
・ 防火、防災対策等の取組みの今後の方向について (中間報告)	

今後の文化財の防火、防災対策や 災害時の対応すべき事項について 〔検討結果〕

1 検討の背景

- 文化財は県民共有の貴重な財産であるとともに、未来の子孫へ確実に引き継いでいかなければならない財産であるが、地震や火災等の発生により、貴重な文化財に被害が生じる恐れがある。
- 平成 29 年（2017 年）9 月 6 日に千曲市八幡で発生した火災により、長野県宝「松田家住宅主屋」及び「松田家齋館」、千曲市指定有形文化財「武水別神社神官松田邸」新座敷など、貴重な文化財に大きな被害が生じた。
- また、この火災を受け、平成 29 年（2017 年）9 月 25 日及び 10 月 2 日に、市町村教育委員会、長野県博物館協議会加盟博物館、長野県史料保存活用連絡協議会会員の歴史系専門職員等の協力を得て、火災により全焼した県宝「松田家住宅主屋」などから、焼け残った資料の搬出等作業（文化財レスキュー）を行った。
- 火災により貴重な文化財に大きな被害が生じたことや、文化財レスキューの実施状況等を踏まえ、本県における文化財の防火・防犯、防災対策や、文化財レスキューなど災害時に対応すべき事項等の検討をすることとした。

2 県のこれまでの取組み

■ 通知による周知、注意喚起

全国で事故等の事案が発生した場合、国の通知を受けて、所有者や市町村教育委員会へ通知。また、県内で事故等の事案が発生した場合も、所有者や市町村教育委員会へ通知。

■ 文化財パトロール

重要文化財や県指定文化財を対象に、長野県文化財保護指導委員が管理や保存、保存施設・防災施設の設置、活用状況を確認。確認の結果、早急に対応が必要なものは、市町村教育委員会と連携し、対応を検討。

■ 長野県文化財防災マニュアル

平成 20 年策定。県内の国、県指定文化財の防災に関し、平常時や被災時等の行政や所有者の具体的な行動の指針。

■ 所有者による防火、防災対策の取組みへの支援

文化財所有者が行う、文化財の消防設備の設置・更新、耐震対策などの取組みに対して、「文化財保護事業補助金」で助成。

■ その他

文化財保護週間（11 月 1 日～7 日）や文化財防火デー（1 月 26 日）を中心に、県や市町村で、文化財保護意識の高揚に向けた研修会の開催や防火訓練、消防設備点検等を実施。

3 基本的な考え方

■ 文化財は先人の残した貴重な遺産であり、地域の住民が、築き、守り、継承してきた地域の宝、誇りであり、地域のみならず県民共有の財産でもある。

こうしたことへの所有者（管理者）や地域住民等の理解や意識のもとに、今後の文化財の防火、防災等対策にあたっては、次の2点を基本的な考えとして推進していく。

(1) 文化財を火災、災害等から守るための予防や防止の取組みが重要であり、これまでの取組みを充実させて引き続き実施していくことが必要である。

(2) 上記に加えて、火災や災害時に文化財を救い出すために、県、市町村、所有者等の役割を明確にした上で、平常時から火災や災害時を想定した体制づくりを取り組んでいく必要がある。

4 今後の文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について

■ 文化財を火災、災害等から守るために平常時から対応すべき事項、また、火災や災害時に迅速に文化財を救出するために対応すべき事項等については、以下のとおりである。

なお、今後、県、市町村、所有者等で推進していくことが必要と思われる取組みについては、『取組の例』として例示した。

また、文化財については、未指定の文化財も広く対象に含め、対応していくことが望ましい。

(1) 日常的な維持管理、文化財保護意識の高揚

文化財を守るためには、文化財に対する日常的な維持管理が重要であり、文化財に対する理解の促進や地域で文化財を守る意識の高揚、積極的な活用が、防火や防犯など文化財を守ることにもつながるので、文化財に対する理解促進や地域社会全体で文化財を守る意識の高揚を図る取組みを充実させて引き続き実施していく必要がある。

【取組の例】

- ・ 文化財の積極的な公開、地域住民や保護団体等との連携【所有者】
- ・ 文化財パトロールを通じた、文化財の状況把握の充実や市町村の洪水ハザードマップ等を活用した文化財の状況把握【県、市町村】
- ・ 所有者や地域住民に対し、文化財の防火、防災マニュアルの配布【県】
- ・ 消防設備や器具等の使い方の研修機会の設定【県、市町村】
- ・ 文化財保護週間や文化財防火デーを活用した地域住民向けの研修会の開催【県、市町村】
- ・ 県立歴史館での過去の災害に学ぶ展示や講座の開催【県】
- ・ 公民館での地域で文化財を守るための講座の開催【県、市町村】

(2) 所有者が行う防火、防災対策等の支援

文化財の管理は所有者が行うことが原則であるが、文化財の防火や防災対策を一層進め、対策にかかる負担軽減を図るため、所有者が行う防火や防災対策にかかる取組みの支援を充実させて引き続き実施していく必要がある。

【取組の例】

- ・ 防火、防災設備の整備に対する補助率のアップ等「文化財保護事業補助金」の充実【県】

(3) 平常時から火災や災害時に備えた体制づくり

① 文化財に係る情報の管理、リスト作成

火災や災害時に全ての文化財を救出することができない場合も想定し、未指定の文化財も含めて救出すべき美術工芸品、有形民俗文化財、考古資料、古文書等のリストを作成し、明確にしておく必要がある。

【取組の例】

- ・ 文化財の現状把握（レスキュー優先順位の検討）【市町村、県】
- ・ 優先順位検討のためのガイドラインの検討【県】

② ネットワークや体制の構築

平常時から、火災や災害時に文化財を迅速に救出できるように、県、市町村、所有者等の役割を明確にし、火災や災害時に備えたネットワークや文化財レスキュー体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

【取組の例】

- ・ 所有者、市町村、博物館や学術団体、文化財保護活動団体等と連携し、災害の規模に対応したネットワークを構築【県、市町村、所有者】
- ・ 災害時には、「長野県市町村災害時相互応援協定」や現在策定中の「長野県広域受援計画基本構想」なども踏まえた体制を構築【県】
- ・ 火災や災害時に各地域で活動できる文化財保護や活用団体等の把握【県、市町村】
- ・ 専門家がない小規模町村では、地元の保護活動団体や学術団体が関与できるように平常時からの連携【市町村】
- ・ 文化財レスキュー現場で指示を行える者の確保(県立歴史館の活用)【県】

③ 文化財の迅速な救出への準備

災害発生時に迅速かつ確実に文化財レスキューが実施できるよう、レスキューに使用する備品や一時的に保管するスペースをあらかじめ準備、確保しておく必要がある。

【取組の例】

- ・ レスキューが迅速に行えるよう、広域単位でレスキュー作業備品の準備【県】
- ・ レスキュー時に文化財を置くスペース、被災した文化財の洗浄のための水が使える場所、救出した文化財の一時的に保管ができる場所の事前調査や確保、リストの作成【県、市町村】
- ・ 救出した文化財の搬出に必要な車両等手段や方法の検討、整備【県】
- ・ 文化財レスキュー作業の研修機会の設定【県、市町村】

④ 文化財レスキューのあり方検討

レスキュー後を見据えた文化財レスキューのあり方等を検討する必要がある。

【取組の例】

- ・ 文化財レスキューの際、どこまで救出するか、レスキューした文化財をどうするのかを明確化するためのガイドラインの策定【県】
- ・ 文化財レスキュー参加者の費用負担や保険等の取扱いの検討【県】

文化財防災対策等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県における文化財の防火・防犯、防災対策や災害時の対応すべき事項等を検討するため、「文化財防災対策等検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討項目)

第2 委員会は、次の各号に掲げる項目について検討するものとする。

- (1) 文化財の防火・防犯対策に関する事。
- (2) 文化財の防災対策に関する事。
- (3) 学芸員等の協力体制に関する事。
- (4) その他文化財の防災対策等のために検討が必要な項目に関する事。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、組織する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 2名 |
| (2) 市町村文化財保護行政担当者 | 1名 |
| (3) 博物館関係者 | 2名 |
| (4) 学芸員 | 1名 |

(任期)

第4 委員の任期は、就任の日から第7に規定する報告書が提出されるまでの期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 会議は原則公開で行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開で行うことができる。

(報告)

第7 委員会は、第2による検討を終えた時は報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、第2による検討の途中で、中間報告が必要と認められる場合は、中間報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(事務局)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財・生涯学習課が担当する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

【委員名簿】

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
大 澤 佳寿子	伊那市教育委員会生涯学習課文化財係主査	
笹 本 正 治	長野県立歴史館館長	委員長
土 本 俊 和	長野県文化財保護審議会委員 信州大学学術研究院工学系教授	
中 野 亮 一	長野県立歴史館学芸部文献史料課長	
原 田 和 彦	長野市立博物館学芸員	
巻 山 圭 一	長野県明科高等学校校長	

(6人)

【検討経過】

回	開催日	検討内容等
第1回	H29. 10. 13	○ 文化財の防火・防犯、防災対策の現状について ○ 検討事項 ・文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について
第2回	H29. 12. 7	○ 検討事項 ・防火、防災対策等の取組みの今後の方向についての中間報告(案)について
第3回	H30. 3. 20	○ 検討事項 ・文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項についての検討結果報告(案)について

防火、防災対策等の取組みの今後の方向について (中間報告)

1 基本的な考え方

文化財は先人の残した貴重な遺産であり、地域の宝、誇りであるという所有者、地域住民等の理解や意識のもとに、次の2点を推進していく。

- 文化財を火災、災害等から守るための予防、防止が重要であり、これまでの取組みを一層充実させていく必要がある。
- 火災や災害発生の際、文化財を救い出すために、平常時からの体制づくりが必要である。

(1) 文化財を火災、災害等から守るための予防や防止の取組みが重要であり、取組みを引き続き充実させていくことが必要である。

(2) 加えて、火災や災害時に文化財を救い出すために、平常時から火災や災害時を想定した体制づくりに取り組んでいく必要がある。

2 今後の取組みの方向

- 文化財の日常的な管理、地域住民の文化財に対する理解促進や地域で文化財を守る意識の高揚を図る取組みを充実させ引き続き実施
- 火災や災害時に備えた体制を平常時から準備しておくことが必要
- 文化財所有者が行う防火や防災対策に対する補助を拡充

(1) **文化財の日常的な管理、地域住民の文化財に対する理解促進や地域で文化財を守る意識の高揚を図る取組みを引き続き実施**

【取組の例】

ア 文化財に対する理解の促進や地域で文化財を守る意識の高揚、積極的な活用が、防火や防犯など文化財を守ることにもつながるので、意識や機運を高めていく取組みも充実させ継続（文化財保護研修会、県立歴史館での展示や講座、公民館での講座、信州学）

(2) 平常時から火災や災害時に備えた体制づくり

① 文化財にかかる情報の整理、リスト化

【取組の例】

ア 火災や災害時に全ての文化財を救出することができない場合もあり、未指定の文化財も含めて救出すべき文化財（美術工芸品、有形民俗文化財、考古資料、古文書等）のリスト化（所有者や市町村でのレスキュー優先順位の検討）。

② 火災や災害時に備えたネットワークや文化財レスキュー体制の構築

【取組の例】

ア 平常時から、火災や災害時に文化財レスキューを行えるように、県、市町村、博物館や学術団体、文化財保護活動団体等と連携し、災害の規模に対応したネットワークを構築。

イ 火災や災害時に各地域で活動できる文化財保護や活用の活動をしている団体等の把握（専門家がない小規模町村では、地元の保護活動団体や学術団体が関与できるよう平常時から連携）。

ウ 文化財レスキュー現場で指示を行える者の確保（県立歴史館の活用）。

エ 消防設備や器具等の使い方、文化財レスキュー作業の研修機会の設定。

③ レスキュー作業備品の準備や一時保管スペースの確保

【取組の例】

ア レスキューが迅速に行えるよう、広域単位でレスキュー作業備品の事前準備。

イ レスキュー時に文化財を置くスペース、被災した文化財の洗浄のための水が使える場所、救出した文化財の一時保管ができる場所の事前調査や確保、リスト化。

ウ 救出した文化財の搬出に必要な車両等手段の検討、整備。

④ レスキュー後を見据えた文化財レスキューのあり方の検討

【取組の例】

ア 文化財レスキューの際、どこまで救出するか、レスキューした文化財をどうするのかを明確化（ガイドラインの策定）。

(3) 防火や防災対策を一層進めるため、文化財の所有者が行う防火や防災対策にかかる補助を拡充

【取組の例】

ア 防火、防災設備の整備に対する補助率のアップなど文化財保護事業補助金の拡充。